

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	スーパー堤防の整備促進	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
		担当者名	川原 宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。				
対象者等	隅田川沿いの土地で建設事業を行おうとするもの（区は、対象者に本事業の案内や協力要請を行っている）				
内容	スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 参考：隅田川の延長 23.5km うち荒川区の接岸延長 約8.0km 都市計画マスタープランにおける「将来都市構造」の中で、隅田川沿岸一帯を「ふれあいと憩いの都市軸」として定め、隅田川のウォーターフロントの特長を活かした街づくりを進めることとしている。 また、環境基本計画でも、隅田川の水辺機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。				
経過	スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設） 整備済地区：西尾久（荒川遊園） 平成3年3月完成 252m 南千住（アクロシティ） 平成6年3月完成 235m 南千住北（プランヴェール） 平成11年3月完成 125m 町屋（マルエツ） 平成12年3月完成 110m 町屋六丁目（尾竹橋中跡地） 平成14年10月完成 127m 白鬚西（水神大橋下流） 平成15年3月完成 430m 白鬚西（汐入大橋上流） 平成17年3月完成 183m 白鬚西（汐入大橋～水神大橋） 平成18年3月完成 517m 東尾久（旭電化跡地） 平成20年3月完成 336m 計2,435m（約30%） 事業中地区：南千住七丁目 40m 白鬚西（瑞光橋公園南） 127m 計167m（約2%） 緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設） 整備済地区：白鬚西（瑞光橋下流） 平成13年3月完成 122m 白鬚西（白鬚橋上流） 平成16年3月完成 383m 白鬚西（補助189沿い） 平成17.18年3月完成 455m 計960m（約12%） 事業中地区：三河島（水再生センター裏） 202m（約3%） テラス整備 整備済地区：堤防完成箇所+荒川遊園（91m）+旭電化（69m） 計3,555m（約44%）				
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、街づくりの観点から水辺を再生し、区民に広く開放する必要がある。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費				862	1,708	1,281		
【事務分担当】（%）				10	20	15		
合計（+）	0	0	0	862	1,708	1,281	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	862	1,708	1,281	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	テラス整備率（％）	39	39	44	46	49	接岸延長に対するテラス整備延長
	土と緑の堤防整備率（％）	37	38	42	44	47	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない</li> <li>・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、事業実施が困難なため整備可能区域とそれ以外を峻別する必要がある。</li> <li>・区民が荒川遊園から白鬚橋まで徒歩でいけるテラスの早期整備について都に働きかける必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

況（要旨）	<p>H13一定 堤防整備状況の確認、テラスの連続性確保の要望</p> <p>H19二定 テラスの連続性確保の要望</p>
-------	---

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	防災都市づくり推進計画		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
			担当者名	川原 宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠		
終期設定	有	無	37年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	震災が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、「東京都防災都市づくり推進計画（改訂版）」に基づき、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進する。					
対象者等	木造住宅密集地域のうち 整備地域・・・震災時の甚大な被害が想定される地域 荒川地域 約573h a 重点整備地域・整備地域のうち基盤整備事業等を重点的に展開する地域 町屋・尾久地区 約280h a					
内容	当課の役割 ... 当区の見直し状況を把握し、東京都に報告や計画修正の提案をする。 計画の基本的考え方 ... 延焼遮断帯となる道路等を整備し、防災生活圏を形成する。 整備の方針 ... 木造住宅密集地域のうち、地震に関する地域危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保する。 整備の内容 ... 骨格防災軸、延焼遮断帯の整備及び避難場所等の拡充 密集市街地の整備（不燃化・共同化の促進、木造住宅密集地域整備促進事業、防災生活圏促進事業等「平成18年度で事業終了」） 整備目標 ... 整備地域においては2025年度までに不燃領域率70%を目指す					
経過	平成7年度 都 - 「防災都市づくり推進計画 基本計画」策定 平成8年度 都 - 「防災都市づくり推進計画 整備計画」策定 平成9年度 区 - 「防災都市づくり事業化可能性調査検討委員会」設置 平成10年度 区 - 前年の調査結果を踏まえ、庁内調整 事業化見合わせ 平成14年度 都・区 - 推進計画改定に伴う調査及び整備地域・重点整備地域の見直し検討 同年12月 都 - 第5回地域危険度調査公表 平成15年9月 都 - 推進計画改定後の基本計画公表 16年3月 都 - 推進計画改定後の整備プログラム公表 平成20年2月 都 - 第6回地域危険度調査公表 同年5月 都・区 - 第1回町屋・尾久地区木造密集地域対策都区連絡会開催 区内の重点整備地域における事業：新防火規制、不燃化、木造密集、近隣まちづくり 街路整備（90・306・193号線）、尾久の原公園整備、スーパー堤防整備 再開発町屋北（16年度未中止）、防災生活圏（18年度で終了）					
必要性	区民の安全・安心まちづくりに、「負の遺産」といわれる木造密集地域の解消は欠かせない （参考）不燃領域率の変化 平成8年度 13年度 15年度 27年度目標 37年度目標 整備地域 50% 55% 計画改訂に伴い 54% 70% 重点整備地域 43% 49% エリア変更 50% 65% 70%					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費				862	854	854		
【事務分担量】（%）				10	10	10		
合計（+）	0	0	0	862	854	854	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	862	854	854	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	全密集地域の不燃領域率（％）	39.0 (H13)	43.1 (H18)	43.1 (H18)	43.1 (H18)	65.0	土地面積に対する耐火建築面積、道路面積及び空地面積の比率（5年毎計測）

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない</li> <li>・事業手法のうち区画整理については、その事業化に膨大な経費を要するため、現在の財政状況下では区では実施不可能。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施                      区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画における位置づけが重要である。

議 況 （ 要 質 問 状 ）	
--------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	耐震偽装問題対策	部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	菊嶋信一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	マンション耐震問題対策費（35-81-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	建築基準法、耐震改修促進法、区要綱
終期設定	有	無	21年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	偽装された構造計算により耐震不足を抱えたまま建設されたマンションに関し、以下の対策を実施する。 居住者及び周辺住民の安全確保のための対策 建築基準法に基づく違反是正の指導 マンション居住者の生活再建を視野に入れた適正な支援 偽装された確認申請書の確認処理に関する法的な整理				
対象者等	グランドステージ町屋居住者（30戸）及び周辺住民				
内容	<p>区、東鉄工業株式会社（元請会社）、GS町屋対策委員会（マンション居住者代表）の三者による対策協議会を設置して、耐震改修工事に関する検討を重ねている。 居住者等の安全確保のための対策及び建築基準法に基づく違反是正（耐震改修工事）の流れ（【 】は完了を示す。）</p> <p>【スリット調査】 【基本計画策定】 【工法の選定】 【権利者調整】 【実施計画策定】 【日本建築防災協会による判定】 仮住居の確保 移転 工事着手 竣工（違反是正完了）</p> <p>マンション居住者の生活再建等の適正な支援及び確認処理に関する法的な整理の流れ 居住者支援（協議会対応、補助事業の適用、早急な工事の推進）を行う一方で、全国的な債権整理の動向を勘案しながら、区、GS町屋、東鉄㈱の各々の裁判又はそれに準じた機関による審判に基づく責任の明確化及びその対処について検討を進めていく。 なお、補助金の導入（助成）に際しては、居住者負担額の1/2を上限とした上で、居住者がヒューザーの破産管財人から受ける債権の配当率と同率を助成金から控除することとした。また、責任が明確になるまでの支援は、地元自治体の業務として対処する。</p>				
経過	<p>H13. 2.21 建築確認（荒川区） H17.11.18 姉歯物件が1件あることが判明 11.22 荒川区マンション耐震問題対策本部を設置 H18.1~3 耐震調査委託実施（調査結果：保有水平耐力0.58） 10.22 GS 東鉄 基本計画策定業務委託契約締結 H19. 4.12 GS 東鉄 実施計画策定業務委託契約締結 GS 東鉄 コンサル業務委託契約締結</p>				
必要性	建築基準法に基づく違反是正指導及び居住者、周辺住民の安全確保は、実施する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区の業務は、三者協議会の対応及び建築基準法に基づく指導、誘導並びに支援と補助金業務などである。基本計画策定、実施計画策定、耐震改修工事などの一連の事業は、GS町屋管理組合が行う業務となる。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	0	0	24,432	40,500	
決算額（20年度は見込み）		-	-	3,948	3,982	5,950		
人件費				-	5,978	3,416		
【事務分担量】（%）				-	70	40		
合計（+）	0	0	0	3,948	9,960	9,366	0	
国（特定財源）				2,632	1,991	2,975	20,850	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	1,316	7,969	6,391	-20,850	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	耐震調査（単位：千円）				3,948			
	助成金交付（単位：千円）					3,982	5,950	45,750

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	負担金補助	基本計画策定費助成	3,982	実施計画策定費助成	0	実施計画策定費補助	5,250
				コンサル委託費助成	5,950	平成19年度予算繰越	
						移転費助成	7,500
						家賃助成	33,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指	建築基準法に基づく違反是正出来高率（耐震改修工事の実施）（％）	10	30	40	60	100	協議会設立：10%、現況調査：30%、基本設計：40%、実施設計：50%、工事着工：60%、竣工：100%
標	居住者への適正な支援（補助事業の執行率）（％）	-	2	5	8	100	設計、工事の各段階で助成金交付の達成度（助成額 / 助成総額 × 100）

（問題点・課題分析）	<p>建築基準法改正により構造規定が変わり、H18年度末まで策定していた基本計画の見直しが必要になり、工事着手が大幅に遅れる見通しになった。居住者がこれまで検討に要してきた労力と時間が無駄になったことなどから、居住者の今後の前向きな取り組みへの働きかけが重要である。</p> <p>併せて、設計業務委託とコンサルティング業務委託の追加経費や年度当初の国費配当に対する変更対応など、多くの課題が発生した。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 区                      未実施 区 ）</p> <p>保有水平耐力0.5以上のマンション17件 工事完了4件、工事中1件、未実施12件</p>

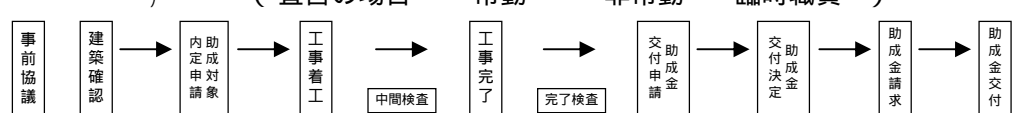
問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
建築基準法など法的手続きなどの進捗状況を耐震対策協議会などを通じて居住者に報告する。	情報提供と見通しを報告することにより、事業進捗に対する居住者の不安が軽減される。
国、都への補助金申請等を通して、事業の進捗状況の説明を十分に行い、理解を得る。	事業関係者にとって無理のない計画で事業を行える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地震による建物の損傷などによる危険を回避するために、早急な対応が必要である。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	都市防災不燃化促進事業		部課名	都市整備部 住環境整備課	課長名	中山 淳一
			担当者名	大沼・松崎・前川	内線	2829
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	都市防災不燃化促進事業費（35-39-50-01）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）			建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠	国：都市防災推進事業制度要綱及び事業費補助交付要綱	
終期設定	有	無	24年度	法令等	都：東京都市防災密集地域総合整備事業制度要綱及び補助交付要綱	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の財産を保全する。					
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。宅地建物取引業者が建築する販売を目的とする耐火建築物及び中小企業者以外の会社又は事業を営む個人が建築する耐火建築物は除く。					
内容	<p>* 不燃化助成制度の内容</p> <p>(1)基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。(区単含む)</p> <p>(2)加算助成 仮住居費&lt;都単&gt;(40万円) 三世帯住宅&lt;区単&gt;(120万円)</p> <p>共同・協調建替え&lt;区単&gt;(100万円) 賃貸用共同住宅&lt;区単&gt;(100万円)</p> <p>住宅型不燃建築物助成 &lt;都単&gt;(4階以上の住戸面積に応じて助成)</p>					
経過	<p>昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定。助成額最低保障・共同化加算制度実施。</p> <p>昭和60年 4月 三世帯住宅加算制度実施。</p> <p>平成元年 5月 協調建替え加算制度実施。</p> <p>平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度実施。</p> <p>&lt;事業実施地区&gt;</p> <p>放射12号線(補助107号線):H5.1～22.3、補助90号線:H9.4～25.3、補助90号線第二:H11.4～21.3</p> <p>&lt;事業終了地区&gt;</p> <p>小台通り:S59.8～H11.3、白鬚西 :S58.7～H13.3、尾竹橋通り:S62.6～H13.3、旭電化跡地周辺:H1.11～16.3、補助306号線:H2.9～H17.3、補助189号線:H9.4～19.3</p>					
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である地区耐火率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。					
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> 					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	185,123	82,871	109,935	62,716	57,509	54,779	33,332	
決算額(20年度は見込み)	74,477	77,072	67,728	23,028	52,989	27,737	33,332	
人件費				11,534	9,973	11,708		
【事務分担量】(%)				170	160	280		
合計(+)	74,477	77,072	67,728	34,562	62,962	39,445	33,332	
国(特定財源)	19,539	19,100	19,500	8,700	26,200	13,200	13,000	
都(特定財源)	21,602	19,295	18,440	5,150	17,144	7,200	8,470	
その他(特定財源)								
一般財源	33,336	38,677	29,788	20,712	19,618	19,045	11,862	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
	放射12号線(補助107号線)地区	4	0	5	2	3	3	
	補助90号線地区	1	2	1	1	0	1	
	補助189号線地区	1	0	0	0	-	-	
	補助90号線第二地区	5	1	0	3	2	1	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	職員旅費	都市防災推進協議会研修会	34	都市防災推進協議会研修会	0	都市防災推進協議会研修会	51
	一般需要費	消耗品	147	消耗品	146	消耗品・印刷製本・食糧	491
	委託料		-		-		
	交付金	建設事業助成金	52,748	建設事業助成金	27,531	建設事業助成金	32,730
	交付金	都市防災推進協議会負担金	60	都市防災推進協議会負担金	60	都市防災推進協議会負担金	60

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	放射12号線(補助107号線)地区耐火率	41.2%	41.5%	42.6%	43.5%	70.0% <small>(国庫補助基準)</small>	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物が占める割合(%)
	補助90号線地区耐火率	34.8%	36.1%	36.5%	36.8%	70.0% <small>(国庫補助基準)</small>	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物が占める割合(%)
	補助90号線第二地区耐火率	29.7%	30.5%	30.5%	30.8%	70.0% <small>(国庫補助基準)</small>	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物が占める割合(%)

(問題点・課題)	<p>地区の建替えが進まないため、目標に対して耐火率が上がっていない。                  補助90号線第二地区は国庫補助及び東京都補助金を受け事業を進めているが、平成20年度で事業期間が終了する。                  しかし耐火率は約30%と目標値に達していないため事業延伸を行う必要があり、現在延伸手続中である。                  不採択の場合に事業継続をするためには区単独の支出が発生する可能性がある。</p>
他区の実況	<p>(実施 13 区 23地区 未実施 3 区) H20.4.1現在                  事業完了区 7区 62地区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>区報やチラシの各戸配布に加え、分かりやすいパンフレットの作成により、事業と助成制度の周知を図る。                  また、過去に相談があったが未着工物件に対しての調査を行い潜在的な需要の把握を行う。</p>	<p>助成事業が認知されることにより、地区内の不燃化建築物への建替え意欲が増し、更新が進む。                  今後の予定を把握することで、計画的な事業執行が可能となる。</p>
<p>補助90号線第二地区の事業延伸を行う。</p>	<p>5ヵ年延伸し、平成25年度まで事業を行うことにより、地区内の耐火率を目標値の70%に近づけることができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	災害に強いまちづくりを推進するためには本事業は必要である。

(状況)	<p>議会議決事項</p>
------	---------------



事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	密集住宅市街地整備促進事業		部課名	都市整備部 住環境整備課	課長名	中山 淳一
			担当者名	堀江・大沼・齋藤	内線	2821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	密集住宅市街地整備促進事業費(35-42-50-01)					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	62年度	根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日、法律49号）	
終期設定	有	無	平成27年度	法令等		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、老朽住宅等の建替えを促進し公共施設の整備など面的な整備を行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。					
対象者等	南千住一・荒川一丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川五・六丁目地区、荒川二・四・七丁目地区の老朽家屋等の共同・協調建替の建築主、当該地区の細街路拡幅整備事業に係る後退用地の提供建築主、グリーンスポット等の公共施設用地の提供地権者。					
内容	<p>老朽住宅等の建替促進 老朽家屋の共同建替え等を行う建築主に対して、既存建物の除却費、共同建築物の設計費、廊下・階段等の共同施設整備費の一部を助成する。</p> <p>建築費用の融資額の一部に対する利子補給は、平成18年度に廃止した。</p> <p>細街路拡幅 細街路拡幅整備事業に係る後退用地の無償使用提供者について、その整地に要する経費の一部を助成する。</p> <p>公共施設整備 国・都の補助金を活用し、道路・公園・広場等のオープンスペース、防災関連施設の整備を行う。</p> <p>事業推進活動 防災まちづくり連絡会等の住民組織を育成・支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、災害に強い街への一層の転換を図る。</p> <p>延焼遮断帯形成事業 国の補助金を活用し、密集市街地において比較的小規模で実現可能性の高い延焼遮断帯を形成し、火災が発生した場合でも、通常火災程度に抑え、市街地大火への拡大を防止する。</p> <p>安全安心建替制度 主要生活道路において、道路空間の確保や沿道建築物の不燃化を進めるため、当該道路に面する建築物の建替え等に対し、その費用の一部を助成する、荒川区独自の制度(平成19年6月1日施行)。</p>					
経過	<p>荒川五・六丁目地区事業導入（昭和62年11月6日整備計画大臣承認～平成23年度） 33.6ha</p> <p>南千住一・荒川一丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成20年度） 15.1ha</p> <p>町屋二・三・四丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成20年度） 43.5ha</p> <p>荒川二・四・七丁目地区事業導入（平成17年12月27日整備計画大臣承認～平成27年度） 48.5ha</p> <p>防災生活圏促進事業の終了に伴い、尾久地区の一部（尾久中央地区）に密集住宅市街地整備促進事業を導入予定 34.2ha</p>					
必要性	事業地区は、行止り道路や細街路が入り組み、狭隘な敷地に老朽木造住宅が密集するなど、災害時の延焼の危険が高く（東京都・地震に関する「第6回地域危険度測定調査結果一覧表」で地震による地域危険度＜総合＞が4～5と判定されている）、延焼遮断帯の形成、建築物の不燃化、消防困難地域の解消等多くの課題を抱えている。防災まちづくりを効果的に進めるため、密集住宅市街地整備促進事業や不燃化促進事業等の施策を重層的に展開し、地域の防災性と住環境の向上を図る必要がある。					
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃建築物への建替誘導、防災街区整備地区計画への合意形成等を行う。これらを円滑に進めるため、専門コンサルタントに事業推進活動を委託する。</p>					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	149,478	96,864	88,075	89,373	98,298	174,536	113,616	
決算額（20年度は見込み）	67,675	44,146	60,094	63,376	75,260	73,758	113,616	
人件費				31,028	33,270	48,737		
【事務分担当】（%）				360	440	635		
合計（+）	67,675	44,146	60,094	94,404	108,530	122,495	113,616	
国（特定財源）	6,336	5,405	13,941	10,025	16,898	13,176	26,789	
都（特定財源）	25,875	19,063	21,788	23,450	17,484	16,368	25,167	
その他（特定財源）								
一般財源	35,464	19,678	24,365	60,929	74,148	92,951	61,660	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	不燃建築物への建替助成	14戸		10戸	16戸	12戸		
	公園等の整備			1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	消耗品購入	95	消耗品購入	191	消耗品購入	192	
委託料	事業推進活動委託他	45,286	事業推進活動委託他	46,732	事業推進活動委託他	48,238	
負担金補助及び交付金	建設事業補助	6,993	建設事業補助	4,360	建設事業補助	41,640	
	利子補給他	22,886	利子補給他	22,475	利子補給他	23,546	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	不燃領域率（密集事業地区）	39.0%	43.1%			65.0%	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地の比率（13、18年のデータ）
	空地率（密集事業地区）	19.3%	21.1%			25.0%	土地面積に対する道路、公園等の比率（13、18年のデータ）
	老朽住宅率（密集事業地区）	59.8%	60.7%			50.0%	事業地区全建物棟数に対する老朽住宅棟数の比率（13、18年のデータ）

問題点・課題 (指標分析)	<p>事業地区の周辺は都市計画道路等が囲んでおり、道路沿道は不燃建替えがある程度進んでいる。しかし、道路の後背部は老朽木造の建築物が建てこみ、狭隘な敷地や不接道、複雑な権利関係と居住者の高齢化など不利な要件が重なって、耐火建築物への建替えが進まない状況にある。</p> <p>地区内は、公園・広場等の公共施設の整備も不十分であり、また、狭く曲がりくねった道路が多いため、消防活動困難区域が多く存在する。</p> <p>この消防活動困難区域解消のためには、優先整備路線及び主要生活道路等の拡幅整備が必要であるが、住宅等の敷地面積が狭小であるため、道路拡幅に伴う建替えが困難となるケースが多い。</p>
	<p>地区の実況</p> <p>（実施 18 区 未実施 4 区）千代田・中央・港・江東</p> <p>地区計画制度を導入し、耐火建築物への建替えと公共施設の同時整備を行っている区もあり、また街路事業や不燃化事業などを複合的に組合せ密集事業に相乗効果を求める区などがある。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	地権者との用地買収に係る折衝を重ね、優先整備路線等の拡幅整備を推進する。	優先整備路線等の拡幅整備を推進することにより、ミ二延焼遮断帯の形成、避難路の確保、消防活動困難区域の解消を図ることができる。
	地区計画の導入について住民の合意形成を図り、地区計画を定める。	地区計画等の規制・誘導により、沿道の建替が進むことで道路の拡幅整備が進み、消防活動困難区域が解消される。また事業終了後も道路拡幅が担保される。
	地元協議会の情報提供等を活用し、公園、広場等の不足地域における用地を確保する。	公園、広場等のオープンスペースの整備を図ることにより、防災活動拠点とするとともに、耐震性貯水槽など防災関連施設の拡充を進めることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	災害に強いまちづくりを推進するためには本事業は欠かせない

議会質問状況（要旨）	<p>平成 8 年 3 定 「共同建替の支援と建替えに伴う仮住居の確保について」</p> <p>「防災都市づくりに対する積極的な取組みについて」</p> <p>「町屋二・三・四丁目地区での事業取組みについて」</p> <p>平成 10 年 4 定 「町屋二・三・四丁目地区に事業の導入が遅れている理由について」</p> <p>平成 11 年 2 定 「防災再開発促進地区の指定と防災生活圏促進事業について」</p> <p>平成 16 年 3 定 「老朽木造密集市街地における建替えの推進策について」</p> <p>平成 17 年 3 定 「密集事業の現状・荒川二丁目への事業導入・荒川五・六丁目地区への取組みについて」</p> <p>平成 18 年 3 定 「密集市街地における生活道路について」</p> <p>平成 18 年 4 定 「町屋地域の整備・密集市街地整備促進事業の延伸について」</p> <p>平成 20 年 1 定 「荒川二丁目の都営住宅跡地について」</p>
------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	近隣まちづくり推進事業	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	鈴木 一嘉	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	近隣まちづくり推進事業費（35-72-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	荒川区近隣まちづくり推進制度要綱、荒川区まちづくり・建築紛争相談員設置要綱等
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区民の建替え等の相談及び接道敷地と不接道敷地を含む協調建替え等のまちづくり活動に対して、適切な相談、助言及び情報提供を行うことにより、区民の自主的な建物更新及び住環境の改善を支援する。併せて、区で実施する防災まちづくり事業を推進する。				
対象者等	1 建替え等総合相談 区民又は区内のまちづくり団体。 2 近隣まちづくり推進制度等 不接道敷地を含む複数の敷地が連担する一定の地域に居住する区民又は土地建物の権利者				
内容	1 建替え等総合相談 ・窓口及び専門家による相談、まちづくりサポーターの派遣 ・コンサルタントの派遣、建替え助成による支援 ・情報スポットコーナー、ホームページによる情報提供 2 近隣まちづくり推進制度 ・連担建築物設計制度を活用した協調建替えにより不接道敷地にある老朽木造家屋の建替えを促進するため、助言及び接道敷地での建替えを助成（建設費200万円、三世帯住宅加算120万円、仮住居費加算40万円）する。 ・平成19年度に、過去の相談事例を踏まえて制度の要件緩和等を行い、地域の実態に合わせて利用しやすいよう、制度の改正を行った。これにより一定の実績が期待でき、木造密集市街地の改善が進む。				
経過	1 建替え等総合相談 ・平成12年4月、まちづくり公社廃止後、住環境整備課が事業継続。専門相談を建築士及び税理士とし、弁護士による法律相談は区民相談所が対応することとした。 2 近隣まちづくり推進制度 ・平成14年7月、近隣まちづくり推進制度に係る認定基準及び近隣まちづくり推進制度要綱制定。 ・平成15年9月、推進制度要綱一部改正。同年10月、近隣まちづくり等支援制度要綱制定 ・平成17年2月、認定基準一部改正 ・平成19年3月、認定基準及び推進制度要綱、支援制度要綱一部改正				
必要性	建築全般に関する相談窓口として区民ニーズは高く、今後も継続して利用されることが見込まれる。また、近隣まちづくり推進制度による不接道敷地にある老朽木造住宅の建替え更新は、木造密集市街地の防災性向上に寄与するもので、住環境改善のための手法として不可欠である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 専門家（建築士・税理士）による相談は、東京都建築士事務所協会荒川支部・東京税理士会荒川支部に委託し、2か月に1回程度実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	10,450	14,561	10,003	6,168	8,913	8,034	12,508	
決算額（20年度は見込み）	9,161	8,963	6,275	5,451	8,648	8,034	12,508	
人件費				14,283	7,071	5,855		
【事務分担量】（%）				390	90	240		
合計（+）	9,161	8,963	6,275	19,734	15,719	13,889	12,508	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	9,161	8,963	6,275	19,734	15,719	13,889	12,508	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	一般相談	850	824	667	869	838	958	888
	専門相談	10	9	13	1	9	5	5
	まちづくりサポーター派遣	17	32	27	29	24	22	25
	近隣まちづくり推進制度		0	0	0	0	0	1

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬	7,778	非常勤職員報酬	7,778	非常勤職員報酬	7,779
	報償費	コンサル派遣等	0	コンサル派遣等	129	コンサル派遣等	214
	委託料	専門相談	190	専門相談	106	専門相談	127
	一般需用費	消耗品	0	消耗品	0	消耗品	90

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	一般相談件数	869	838	958	888		
	近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	1	3	

（問題点・課題）	近隣まちづくり推進制度を有効に活用するためには、接道敷地を含む関係権利者の権利及び意見等を調整し、近隣まちづくり計画に基づく建替え更新の合意が条件であるが、当事者間だけでは調整及び計画作成が困難なため、これらに対する支援が必要である。また、複数の関係権利者の権利及び意見等の調整を担うことができるコンサルタントが少ない。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
密集事業地区においては、近隣まちづくりのコンサルタントだけではなく、密集事業のコンサルタントも有効に活用して、積極的に権利及び意見等の調整を行い、早期の住民合意に向け取り組んでいく。	早期に住民合意が成立し、事業の実現性が高くなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	災害に強いまちづくりを推進するためには本事業は欠かせない

議会議決要旨	H18二定 「不接道宅地対策について」 H19二定 「不接道宅地解消の可能性のために」
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	木造住宅等耐震化推進事業		部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
			担当者名	加藤 雅由	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	木造住宅耐震化推進事業(35-36-72-01)					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）			建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	荒川区木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領	
終期設定	有	無	27年度	法令等		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	密集した市街地にある木造住宅等のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、木造住宅等耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度（以下「木造住宅等耐震化推進事業制度」という。）を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産の安全を確保することを目的とする。					
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築した、木造の住宅（総面積の1/2以上が自己用住宅である建物）・診療所・町会事務所又は町会会館					
内容	補助の内容 1 耐震診断 区が耐震診断士を派遣し、無料で簡易な耐震診断を実施 2 耐震補強設計支援 耐震補強設計費の2/3を、30万円を限度として補助 3 耐震補強工事支援 耐震補強工事費の2/3を、100万円を限度として補助 4 耐震建替え工事支援 耐震建替え工事に対し、150万円を補助 5 耐震シェルター設置工事支援 耐震シェルター設置工事費の2/3を、30万円を限度として補助					
経過	平成17年5月	木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定				
	平成18年4月	木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正				
	平成18年7月	木造住宅耐震補強推進事業実施要領一部改正				
	平成19年5月	木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正				
	平成20年3月	木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正				
必要性	当区では木造住宅が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたす恐れがある。そこで、これらの建築物に対し、耐震診断・耐震改修助成を行い、避難の安全性を確保する。また、平成20年4月に策定した耐震改修促進計画の目標である耐震化率90%を早期に実現するための重要な支援策である。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 診断受診申請 審査 診断可否決定 診断依頼 診断着手 診断完了 診断結果報告書 補助金内定申請 審査 補助金交付内定 耐震補強工事等着手 耐震補強工事等完了 補助金交付申請 審査 補助金交付決定 補助金交付					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	3,750	3,750	2,840	60,450	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	1,350	800	1,810	60,450	
人件費				4,310	4,270	6,222		
【事務分担量】（%）				50	50	80		
合計（+）	0	0	0	5,660	5,070	8,032	60,450	
国（特定財源）				975	640	0	25,575	
都（特定財源）					20	50	2,595	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	4,685	4,410	7,982	32,280	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
木造住宅等耐震診断事業				25	10	27	65	
耐震費補強設計支援事業							5	
耐震補強工事支援事業				2	1	1	5	
耐震建替え工事支援事業							30	
耐震シェルター設置工事支援事業							10	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	耐震診断	300	耐震診断	810	耐震診断	1,950
	負担金補助及び交付金	耐震補強工事	500	耐震補強工事	1,000	耐震補強設計	1,500
						耐震補強工事	5,000
						耐震建替え工事	45,000
						耐震シェルター設置工事	3,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指標	耐震診断事業(件)	25	10	27	65	65	
	耐震補強設計支援事業(件)	-	-	-	5	5	
	耐震補強工事支援事業(件)	2	1	1	5	5	
	耐震シェルター設置工事支援	-	-	-	10	10	
	耐震建替工事支援	-	-	-	30	30	

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強工事の費用負担の問題</li> <li>・区民の耐震化に対する意識</li> </ul>
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
町会等の地域を通じてのさらなるPR活動	耐震診断及び耐震補強工事等の件数の増大

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき事業拡大

議会(要旨)状況	H16 四定 「耐震補強工事の助成制度について」 H17 三定 「耐震補強工事助成の拡充、積極的な周知について」 H18 二定 「耐震補強制度の促進・拡充について」 H19 三定 「耐震化率90%実現に向けて、木造家屋の耐震化を強力に推進につて」 H19 三定 「居室スペースのシェルター化と免震・制震住宅普及策について」 H19 四定 「耐震改修促進計画」の推進と区の取組みについて」
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	分譲マンション耐震診断事業	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	加藤 雅由	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	分譲マンション耐震診断事業費(35-36-73-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠	荒川区分譲マンション耐震診断事業実施要綱
終期設定	有	無	27年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区内の分譲マンションの耐震診断を行う際に、必要な費用の一部を区が補助することにより、分譲マンションの耐震化の促進を図り、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守る。				
対象者等	分譲マンション（昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築した3階以上の建築物）の管理組合又は区分所有者の代表者。				
内容	補助の内容 対象建築物1棟につき、耐震診断に要した費用の1/2とし、100万円を限度とする。 ただし、対象建築物の設計図書の作成費用は、含まないものとする。				
経過	平成19年2月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定				
必要性	構造計算書偽装問題の発覚に伴い、分譲マンションに居住する区民は、建物の耐震性能に不安を持っている。マンションは多くの区分所有者等による合意形成が不可欠であり、一旦罹災した場合、その再建には通常の建物以上に困難を伴うことが多い。そのため、マンション入居者が居住する建物の耐震性能を把握し、予め必要な措置を講じられるようにしておく。また、平成20年4月に策定した耐震改修促進計画の目標である耐震化率90%を早期に実現するための重要な支援策である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 診断申請 事業要件の確認 診断の実施 耐震診断補助金の交付				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	5,000	5,000	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	0	5,000	
人件費				-	-	854		
【事務分担量】（%）				-	-	10		
合計（+）	0	0	0	0	0	854	5,000	
国（特定財源）							2,500	
都（特定財源）							1,000	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	854	1,500	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	耐震診断事業						0	5

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			耐震診断	0	耐震診断	5,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	耐震診断事業	-	-	0	5	5	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民の耐震化に対する意識</li> <li>多くの区分所有者等による耐震診断への合意形成が容易ではない</li> </ul>
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報やホームページ等によるさらなるPR活動	耐震診断件数の増大

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき事業拡大

（状況）	H18 四定 「マンションにおける地震対策について」
------	----------------------------



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の策定	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
		担当者名	大西 一朗	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律
終期設定	有	無	20年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。				
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建築物）、防災上重要な公共建築物				
内容	1 対象区域 荒川区全域 2 計画の内容 耐震化の目標 ・住宅 90% ・民間特定建築物 90% ・防災上重要な公共建築物 100% 耐震化の取組み方針 耐震化にかかる総合的な施策の展開 3 計画の期間 都の耐震改修促進計画と併せ、平成20年度から平成27年度の8年間				
経過	・平成19年6月 計画策定のための策定委員会を設置 ・平成19年7月 第1回の策定委員会を開催、検討の開始 ・平成20年4月 計画の素案を決定、都に同意を求める ・平成20年5月12日 都の同意を受ける ・平成20年5月14.15日 庁議等の決定を受け、「荒川区耐震改修促進計画」を決定する。 （計画の施行は平成20年4月1日とする。） ・平成20年5月22日 建設環境委員会報告				
必要性	都は防災会議による被害想定の中減を目指し、平成19年3月に東京都耐震改修促進計画を策定した。区は、区民を震災から守るため、区内の建築物の耐震化を促進する本計画が必要である。 国・都の耐震関連補助金は、平成20年度より本計画に位置づけられたものが対象とされている。財源を確保し、荒川区における耐震改修を円滑に促進するためにも本計画が必要である。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費				-	-	1,708		
【事務分担量】（%）				-	-	20		
合計（+）	0	0	0	0	0	1,708	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	1,708	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	住宅の耐震化率	—	73%	74%	75%	79%	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数（27年度目標90%）
	民間特定建築物の耐震化率	—	84%	84%	84%	85%	27年度目標90%
	防災上重要な公共建築物の耐震化率	—	90%	91%	92%	95%	27年度目標100%

（問題点・課題分析）	<p>耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実だけでは目標の達成は困難なため、施策の充実について検討していく必要がある。</p> <p>平成19年度実績 耐震診断 27件（木造住宅） 耐震改修 1件（木造住宅）</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
耐震化にかかる啓発、建物所有者への指導、耐震改修に対する支援策の確立。おおむね、3年ごとに計画に対する実績等の検証を行う。	震災の被害の軽減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	見直し	平成20年5月策定済み。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	ブロック塀等調査事業	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
		担当者名	大西 一朗	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	耐震改修促進事業(35-85-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	近い将来、首都直下型地震が想定される中、区内にどれだけ危険なブロック塀等があるか、実態を把握するとともに、危険なブロック塀等の所有者及び管理者に対し、ブロック塀等の適切な管理、保全について啓発し、区民の安全を確保することを目的とする。				
対象者等	・ 区内の道路に面するブロック塀等				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内の道路に面するブロック塀等の実態把握 ブロック塀等の高さ、延長、位置、目視による危険度&lt;(社)全国コンクリートブロック工業会の診断カルテに基づく判定&gt;</li> <li>・ ブロック塀等の危険度の判定 目視において要注意となったブロック塀等については非破壊検査を行い判定する。</li> <li>・ 危険なブロック塀等の所有者及び管理者に対する、改修等の指導・助言、及び所有者等からの質問等に対する対応</li> <li>・ 調査結果を取りまとめ報告</li> </ul>				
経過					
必要性	各地の地震によるブロック塀等の被害を踏まえ、区内のブロック塀等の実態把握をする必要がある。				
実施方法	( 3委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	-	-	-	-	-	-	6,460
	決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	
	人件費							
	【事務分担当】（%）							
	合計（+）	0	0	0	0	0	0	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託費					調査委託	6,460

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	危険なブロック塀の改善率	-	-	-	-	-	改善されたブロック塀数/危険なブロック塀数

（問題点・課題分析）	<p>本調査において、ブロック塀等の実態を把握することにより、ブロック塀等の適切な管理、保全についての事業を検討する必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 区                      未実施 区 ）</p> <p>7月契約、12月中旬完了予定</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	<b>推進</b>	地震によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐためにも、本調査の必要性は高い。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	主要生活道路拡幅整備費	部課名	土木部道路課	課長名	小椋茂雄
		担当者名	阿部 貴洋	内線	2736
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	主要生活道路拡幅整備費（33 - 43 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日、法律49号）
終期設定	有	無	平成	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	都市計画マスタープランにおける主要生活道路のうち、密集住宅市街地整備促進事業の整備計画等において優先整備路線に位置づけられた路線の拡幅整備により、事業地区の防災性のさらなる向上を図る。				
対象者等	密集住宅市街地整備促進事業地区である荒川五・六丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川二・四・七丁目地区の整備計画等において優先整備路線に位置づけられた路線沿道の道路拡幅用地。				
内容	L形側溝後退工事及び拡幅部舗装工事				
経過	平成19年度 主要生活道路の拡幅整備工事開始				
必要性	密集市街地における防災性の向上や居住環境の改善を図るため。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 公道細街路拡幅整備工事と併せて実施。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額						5,304	20,413
	決算額（20年度は見込み）						5,303	20,413
	人件費							
	【事務分担量】（%）							
	合計（+）	0	0	0	0	0	5,303	20,413
	国（特定財源）						2,600	10,011
	都（特定財源）						1,300	5,005
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	1,403	5,397	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	整備件数						4	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	工事請負費			工事請負費(細街路)	(1,626)	工事請負費	10,064
	公有財産購入費			用地取得費	5,303	用地取得費	10,349

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	整備延長	-	-	17.5m	-	-	1,022 × 2 = 2,044m
	整備率	-	-	0.8%	-	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	重点的に推進	災害に強いまちづくりを推進するためには本事業は欠かせない

議会議況（要旨）	
----------	--